

会社法制（企業統治等関係）部会資料4に対する意見（2）

平成29年7月26日
経済産業省 産業組織課

会社法制（企業統治等関係）部会資料4「役員に適切なインセンティブを付与するための規律の整備に関する論点の検討」の「第3 会社補償に関する規律の整備」に関する意見は以下のとおり。

記

会社補償に関しては、平成27年7月24日に取りまとめられた「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」の報告書の別紙3「法的論点に関する解釈指針」において、決定手続において構造的な利益相反類似の関係があることも考慮の上で一定の整理がなされており、同指針も受けて、実務においてもその導入・検討が進みつつあるところである。その中では、会社補償による役員のもラルハザード発生等の弊害が顕在化している、あるいは会社法の解釈上の疑義により実務が混乱しているといった特段の問題が生じているとは認識していない。

このような状況も踏まえつつ、会社補償に関し、仮に会社法上明文の規定を設けるのであれば、少なくとも現在行われている適切な実務を否定することにつながらないような規律内容とする必要がある。

グローバル競争の中で中長期的な経済成長を実現するという観点からは、わが国企業が海外人材を含め「役員等として優秀な人材を確保」し、「その職務の執行が委縮することがないように役員等に対して適切なインセンティブを付与する」ことは極めて重大な課題である。

役員等に適切なインセンティブを付与し、その適切なリスクテイクを支えるという会社補償の意義を実現するには、会社補償がなされるか否かに関する予見可能性が確保されている必要がある。会社が補償することに萎縮する懸念のある規律内容となれば、かかる予見可能性が害され、その結果役員等の職務の執行が萎縮し、役員等の適切なリスクテイクを支えることが困難となることに留意が必要である。

また、欧米において会社補償は広く認められ、実務上も標準的な役員就任条

件となっている現状も踏まえ、人材獲得における海外企業との競争条件のイコールフットィングを確保するという視点も重要である。

このような観点から、特に以下の点について、上述した会社補償に関する政策的意義を十分踏まえた検討が行われることを期待したい。

- (1) 会社法の明文の規定により重過失の場合に損害賠償金等の会社補償を一律に否定することについては、実務への影響にも配慮して慎重に検討すべきでないか。実務上、損害賠償請求に係る判決が出た場合あるいは和解が成立した場合において、役員等が善意無重過失であったことは必ずしも確定していない場合もあるところ、会社法上、重過失の場合の会社補償を一律に禁止することとなれば、会社法違反となるリスクを避けるため、株式会社補償の実行を過度に抑制するおそれがあるのではないか。
- (2) 会社法において、株式会社が第三者に対して損害を賠償した場合に役員等に対して求償可能な部分を補償の対象外とすることは、「株式会社が役員に対して第三者に生ずる損害賠償金を補償することができる場面が極めて限定され」るため、「役員等に対して適切なインセンティブを付与する」という観点から、業務執行取締役等である取締役にも責任限定契約の締結を認めることと併せて議論する必要があるのではないか。
- (3) 取締役会等の決議事項に関しては、補償契約の内容（補償の要件及び範囲等）の決定に加え、さらに、補償の実行の都度、義務的補償の場合も含めて一律に、取締役会又は株主総会の決議を経なければならないことは、適時の補償の実行が阻害されるおそれがあるとともに、取締役会等の決議により既に承認された補償契約の履行としての補償の実行を業務執行者に委ねることを一概に否定する合理性もないのではないか。また、会社補償をするための手続について、費用と損害賠償金とを一括りに論じることは必ずしも適切ではなく、特に、適切な防御活動を行い、適切な判断を得るために適時の負担が必要となる防御費用について、個別の補償の実行ごとに事前に取締役会又は株主総会の決議を経ることを一律に求めることは合理的ではないのではないか。
- (4) 補償契約に関する事項の開示については、正当な範囲の補償をすることまで株式会社が躊躇し、近年の導入に向けた取組を抑止する方向で作用することにならないように、取締役会決議等の手続を経た上でなお重ねて開

示させる目的と効果を踏まえて、何が真に必要な開示事項か、他に適当な代替手段がないか等について、実務に配慮しながら検討することが必要ではないか。特に、補償額の開示については、個別の紛争案件に係る和解金の額等の開示を強いることにもなり得るものであり、補償の内容については、契約の相手方及び契約の概要の開示により透明性が確保されるところ、これらに加えて補償額の開示まで会社法上一律に義務付けることが必要か、上記のような開示に伴う懸念も踏まえて慎重な検討を要すると思う。

以上